

学生の香川県内定着プロジェクト推進協議会規約

令和2年4月1日制定

令和3年3月31日改正

(目的)

第1条 学生の香川県内定着プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）は、香川県内の高等教育機関、自治体、企業及び経済団体等が協働・連携し、学生の香川県内定着を推進するための事業方針及び事業内容の策定・実施を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学生の香川県内定着プロジェクトの事業方針及び事業内容に関すること
- 二 相互の連携に関すること
- 三 その他前条の目的を達成するための必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、香川大学学長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理するものとする。

(会議)

第4条 協議会が第2条に定める各業務を行うにあたり、協議を行うため、会長は会議を招集し開催することができる。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議長は第3条の構成員のほか、会議の議題に関係する者を出席させることができる。
- 4 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第5条 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 協議会の事務は、香川大学地域創生推進部地域連携推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会で定める。

別表（第3条関係）

学生の香川県内定着プロジェクト推進協議会	
事業協働機関名称	構成員
香川大学	学長
香川大学	産官学連携を担当する理事
香川大学	教育を担当する理事
香川大学	学生の県内定着推進事業を担当する副学長
香川大学	地域・産官学連携戦略室長
香川大学	キャリア支援センター副センター長
香川大学	キャリア支援センター教員
香川大学	地域創生推進部長
香川県立保健医療大学	副学長
四国学院大学	リエゾン・センター長
高松大学	副学長
高松短期大学	副学長
徳島文理大学	副学長
香川短期大学	副学長
香川高等専門学校	副校長
香川県	政策部長
高松商工会議所	専務理事
香川経済同友会	人材育成委員会委員長